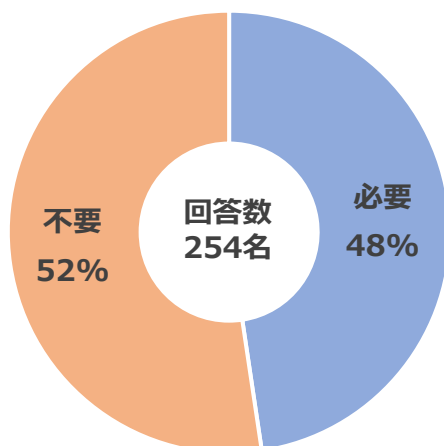


研究学園小学校・中学校開校に向けた保護者組織の組織素案

1. 研究学園小学校・中学校開校に向けた保護者組織のアンケート結果

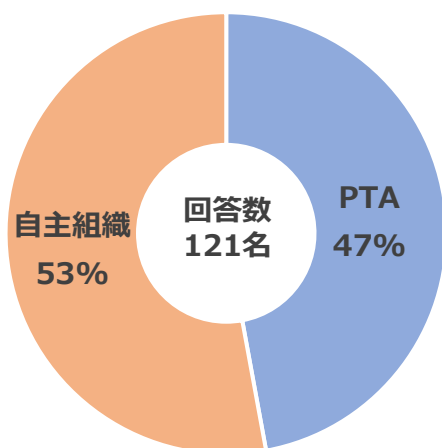
(1) 研究学園小学校・中学校通学予定の保護者の意向調査結果

【問 1：保護者組織の必要性】

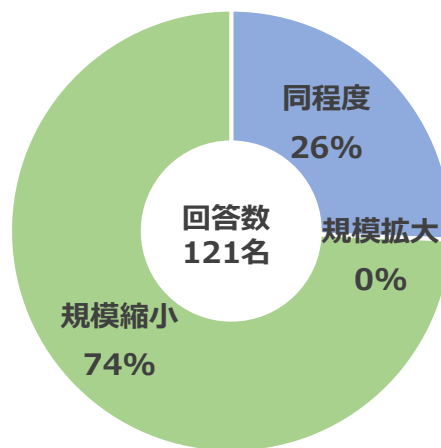


※以降は問 1 で保護者組織が必要と回答した 121 名の回答

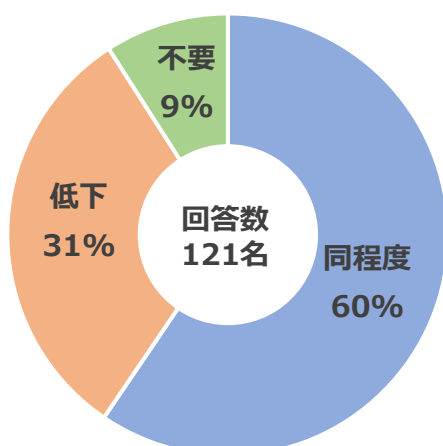
【問 2：保護者組織の形式】



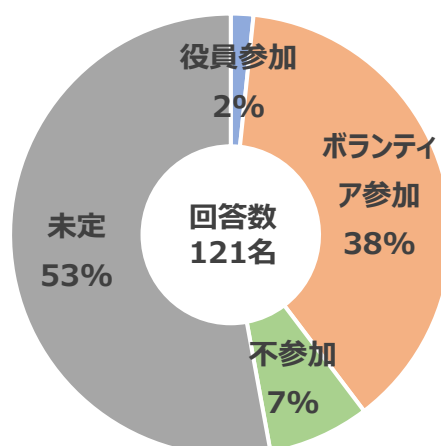
【問 3：保護者組織の規模感】



【問 4：会費設定の必要性】

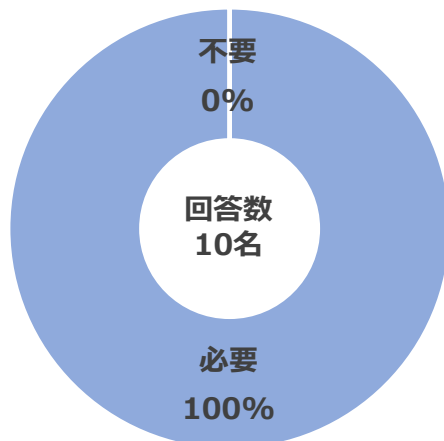


【問 5：保護者組織への参加意向】

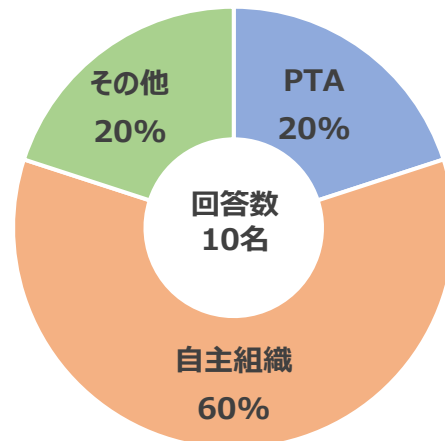


(2) 委員会メンバー内での意向調査結果

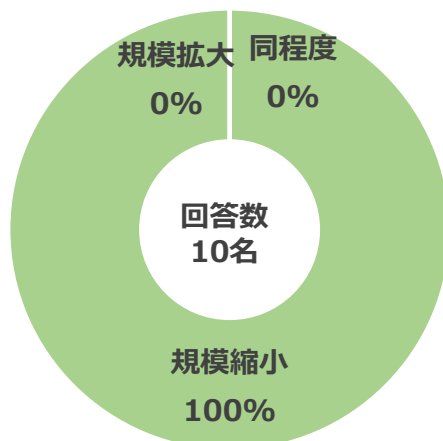
【問 1：保護者組織の必要性】



【問 2：保護者組織の形式】



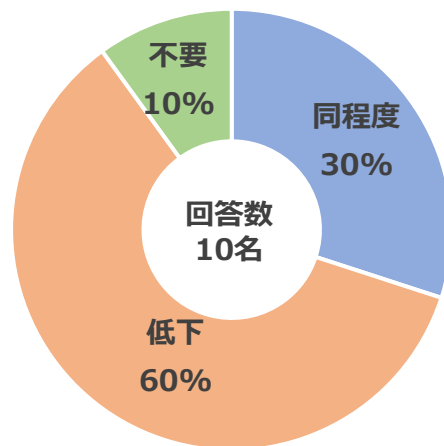
【問 3：保護者組織の規模感】



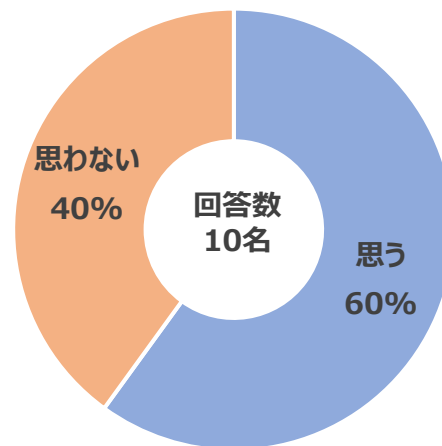
【問 4：活動目的や内容に関する意見】

No	意見
1	学校でやっている活動と重複するような内容は不要である。また、イベント関係のフォローなどのサポート活動は都度募集の仕組みとしたらどうか。学森で今年から取りれている制服・体操服のリユース活動は非常に良い取り組みである。
2	学森のサポーター制度はとて有難いですが、本部よりも意見を強く言う方もいて、迷惑している保護者がいる。と聞いたことがあります。新設校ではそうならないサポーター制度が必要かと思います。
3	役職を決める事が円滑に進むと分かっているが、昨今メディアでも取り上げられているこれからのPTA組織は必要でない案件をもっと深掘りしていくべきではないかと思う。
4	通学班編制を担当する組織
5	我々の小中学生時代と違い、共働き世帯も増え、職業の多様化により、土日祝日仕事の方も多く、また、コロナ禍によるライフスタイルの変化もあるので、過去の慣例にとらわれず、時代に合わせた活動内容の変更も必要。先生方の中にも、本来過剰すぎると思っていた項目に関しても、逆に過剰すぎる内容等がないか精査すべき。PTA = 負担が大きいイメージがあるので、誰もが無理しない範囲で、協力できるような体制が望ましい。学校が必要であると思う最低限の活動内容を知りたい。有名無実化しているならばいっそ不要です。組織化されるなら、例えば会費のみ支払い、組織活動はしないという選択肢もありかと思う。
6	保護者と教員の連携組織は基本的に任意加入の組織が望ましいが、通学に関しては任意化がそぐわないため切り離した方が良くと思います。PTA会費については任意化の際に無償とせざるを得ないが、教育環境整備のために必要な費用であるため、教育支援費のように全世帯負担する項目にその分を入れ込むのはどうでしょうか。任意化の際に市P加入をどうするか要検討です。
7	通学時の安全確保活動のみ。 保護者による消毒などの環境維持活動、読み聞かせなどの図書活動等、保護者を無償の労働力として利用するのは反対。

【問 5：会費設定の必要性】



【問 6：組織の入退会手続きの必要性】



【問 7：体制（役職設定）・規則に関する意見】

No	意見
1	体制はなるべくスリム化したらどうか。みどりの学園のサポーター組織の事例が良いと思います。
2	問7～9にも関係するかも知れませんが、研究学園小、中は規模の面で学園の森とはかなり異なると思います。参考にする学校も近隣の同程度の規模の事例があるとよいのではと思います。
3	学校と保護者の間に立っていただけるPTAもしくはそれに変わる組織は必要だと思います。学森は正直なところ人数が多すぎなので、全くまとまっていません。大人数ではなく、代表・副代表などの必要な人数はPTAとし(10人以下)あとは必要な時にサポーターを募集していくのがいいのではないかと思います。またPTAとすることで使える保険も大きいのかな？と思います。
4	現状をよく理解しておらず申し訳ありませんが、学校や地域と関われるなどメリットのある、緩いつながりであれば良いのですが。
5	例年、役員の担い手確保が大変であることから、みどりの学園のような組織作りを検討していく方向を。今後、メリットデメリットの意見交換をしながら確率していけたら。
6	みどりのを参考にしたら良いと思います。
7	みどりの学園の保護者支援組織を参考にする
8	葛城小が近年任意化しており参考になるかと。
9	保護者組織の会費は必要だが、各家庭ごとの徴収ではなく、児童数に応じて各家庭が負担すべき。

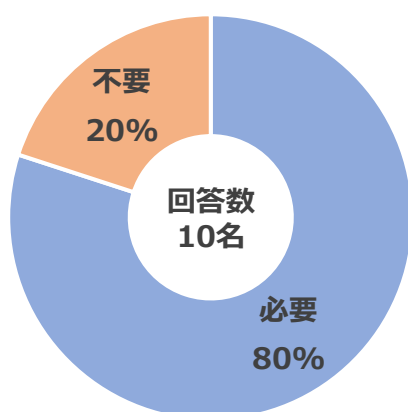
【問 8：メンバー・役員の選出方法に関する意見】

No	意見
1	学森PTAの活動でも、毎年の役員選出が重荷となっている。学森PTAにはPTAのノルマがあるが、ノルマはなくし、希望者のみで運営できるのが理想である。
2	役員を強制的に集めないといけないカウント制度を継続するのは大変だと思います。
3	理念としては立候補が良いと思いますが、それでは人が集まらないという見込みでしょうか。
4	開校時は、サポーター方式を取り入れ 今後、様々な話し合いを重ねて作り上げていく
5	口コミや公募が良いと思う。
6	カウント制など強制感を与える選出方法にしない。
7	自薦で集まった人員で良いのでは。
8	立候補によるボランティアな組織にする。 立候補する人がいないなら、保護者組織が必要とされていないということなので、廃止すれば良い。 通学委員はPTAとは別に各地区で組織する。

【問 9：継続的な活動に向けての意見】

No	意見
1	学森PTAで導入している常置委員のような活動は極力減らし、本部委員でできる範囲の最低限の活動としたらどうか。体育祭などのイベントの手伝いは、保護者組織から都度募集して担い手を募る仕組みにしたらどうか。
2	規模の小さい学校なので、例えば(現実的かは分かりませんが)全員が何かの役割に所属する等。全員所属であれば、出番は軽く(仕事はないかも知れませんが)、関心を持つ事に繋がるかと。
3	ノルマ制にする、役員報酬を付ける、外部委託するなど… それぞれに課題があると思いますが。
4	サポーター方式希望だが、みどりの学園にいらした中原先生にもご指導いただきながら、検討していく
5	保護者の方に負担を感じないような活動にする
6	活動内容を縮小して誰もが負担なく、必ず、毎年何かしらに当番制で行うようにすれば、不公平感なし
7	これまでは活動ありきの人集めでしたが、今後は集まった人に応じた活動を検討してはどうでしょうか。
8	負担軽減が図られていることをキチンと伝わっていないのでは？また、活動内容や量は担当者の裁量で決めれば良い。 担い手不足は、負担の軽重の問題ではなく、PTA活動への意欲、やる気の問題ではないでしょうか。 代表を含めて役職を決めずに役員を募集すると良いと思う。

【問 10：意向調査の必要性】



【問 11：自由意見】

No	意見
1	学校と保護者の繋がりや、子供のフォローにも保護者組織は組織化したほうが良い。 学森でも会費の大半は学校の備品購入（部活動、図書、ITグッズなど）としている。学校の予算は限りがあるため、子供の学校生活の支援や教育のためにも、備品購入の一定の支援は必要と考える。
2	幅広い意向調査については、回答を迷いました。わがままな意見を拾い始めると大変なことになるので、ある程度、調査前の方向付けは必要と思いました。
3	現役員の皆さんの意見も参考にしながら確率していけたらと思います。
4	現在の学森PTA本部の中で、分離に関する議論がどこまで進んでいるのか気になります。

2. 研究学園小学校・中学校保護者組織の組織案

(1) ニーズと方針

研究学園小学校・中学校に通学予定の保護者、委員会メンバーのアンケート結果、前回委員会までの議論結果等を踏まえて、保護者組織に対するニーズは以下の通り。

【保護者側のニーズまとめ】

- 保護者組織の必要性の有無は拮抗。組織が必要と思っている人でも、学森 PTA の規模と比較すると、縮小を要望する声強い。
- 保護者組織に対する活動の参加希望は一定数存在し、負担にならない範囲での理解や活動参加ニーズは一定程度ある。しかし、組織の役員をやりたい人は少ない。
- 保護者組織の会費負担には協力的な意見が多い。

【学校のニーズまとめ】

- 学校と保護者側の円滑なコミュニケーション確保のためにも、保護者組織の設立要望が強い。



【組織化の方針（案）】

- 参加できる人ができる限り負担が少ない内容で、子供たちのために有意義でやりがいがあって楽しい自主的な保護者組織を設立する。
⇒PTA だと義務感・強制感・不公平感を感じている人も多いため、みどりの学園の事例（自主サポーター組織）を参考とした自主組織とする（できる人ができる時にできる事をする組織：子供を応援するサポーター組織を目指す）。
- 保護者組織は、任意の保護者で構成し、学校の先生の加入は対象外とするが、運営時には学校側の代表者（各活動毎の代表）も参画する。
- 活動内容は最低限として、学校生活などの課題解決をメインとして、スモールスタートとする。
⇒開校後、必要であれば、保護者組織と学校で協議の上、活動を増やしていく。
⇒学校は同じ敷地内のため、保護者組織は小中学校一体型とする。
- 会費は学森 PTA 程度（月 350 円）とし、活動に必要な費用（保険代・備品など）や学校で不足する備品購入など当てることを基本として、集まった予算の範囲内で保護者組織と学校で協議して、使用内容を決定する。
⇒会費は募金形式（活動協力金）として、全家庭（子供単位）を対象とする。ただし、協力が断れた場合は、強制はしない。なお、別途学校側で集金することが想定される「教育支援金（環境整備・学校行事。活動支援・文化教育・安全対策など）」、「児童生徒会費」との差別化を図るべく開校時に学校側との十分な協議が必要。
- 組織はノルマ型ではなく、ボランティア型として立候補のあった人での活動とする（入退会は任意）。なお、立候補がない年度や役職は、活動の見送りや最小限化など、柔軟な運用とする。
- 通学は保護者組織から切り離し、学校と地区で直接運営してもらう。
⇒開校当初は学森の枠組み（地区通学・登下校組織化）で運営してもらい、開校後の状況を見ながら、学校と各地区で調整し、柔軟な運用を図ってもらう。開校当初は、混乱も発生する中で、通学路の周知・徹底、安全な登下校の実施を勘案し、既存ルールの踏襲が理想。

(2) 組織・活動内容案

■ 目的

- ・学校と保護者の円滑なコミュニケーションを形成すること。
- ・子供や先生が学校生活を営む上での問題点の解決、子供の学校生活や教育に役立つ活動・行事の支援、活動に際しての金銭的・身体的なフォローを行うこと。

■ コンセプト

できる人ができる時にできる事を行うことで、子供たちの学校生活を応援する。

■ 活動内容

目的を達成するために、保護者組織で現状や課題把握、その対応策を検討し、解決するための活動を実施する。

⇒ 1 ～ 2 ヶ月に 1 回の会議を通じての問題意識と対応協議を通じて、必要な対応を図る。

■ 役職

保護者組織の役員・役職は、設立時は以下とし、役員募集を行い、立候補型で募集する。

- ・代表（1 名）：組織の責任者、会議の招集・運営、对外活動など
- ・副代表（数名）：代表補佐、予算作成、保険加入、会議メモ作成、情報ツール管理など
- ・会計担当（数名）：会費の精算・整理（出納等の管理等は学校に対応を依頼）
- ・会計監査（2 名）：委員以外の保護者で監査を実施（年 1 回）
- ・幹事サポーター（上限なし）：保護者ニーズや課題把握対応、学校行事（運動会や除草活動等）のお手伝い、学習活動支援、イベント企画・運営、活動内容の周知・広報、個別活動サポーター募集・管理（通学・図書など）、制服・体操服リユースなど

※これら内容の中から学校や保護者が必要とする活動内容を実施

(3) 今後の進め方（案）

- ・～ 1 月中旬：組織案の議論・確定（準備委員会で内容を確定）
- ・1 月下旬：新設校説明会での組織案の周知（お手紙配布と支援組織発起人の募集）
⇒ 手紙（保護者組織の概要紹介）と発起人募集のグーグルフォームを配布
- ・2 月下旬：支援組織発起人の募集継続・締切
- ・3 月：立候補メンバー顔合わせ（準備委員会からの引き続き）・組織の進め方の協議
- ・4 月：学校メンバーとの調整、総会（WEB 決議）、保護者組織正式発足

(4) その他

- ・PTA 連絡協議会は、全国の PTA 活動や他校との繋がりや情報共有のメリット・ボランティア保険等のメリットがあるが、会議や活動参加の労力や高い会費もあるため、参加しない方針とする。
⇒ そのため、自主組織活動時における傷病対応のためのボランティア保険に独自加入が必要。
- ・立候補制の自主組織のため、保護者の加入届等の管理は行わない（活動の参加は任意）。
⇒ 個人情報には取り扱わないことを基本とする。

(5) 研究学園小学校・中学校サポーターズ 規約（案）

支援組織発起人メンバーでの具体検討を想定しているが、その素案を以下に準備する。

■第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、「研究学園小学校・中学校サポーターズ」（略称：研学サポという）とする。

（所在地）

第2条 この会は、つくば市立研究学園小学校・研究学園中学校内に置く。

（目的）

第3条 この会は、児童・生徒たちの学校生活全般を支援することを目的とする。

■第2章 構成員の条件

（構成員）

第4条 この会の構成員は、つくば市立研究学園小学校・研究学園中学校の児童・生徒の保護者とし、教職員は活動をフォローする立場として参加する。

（費用）

第5条 この会の運営費用は、学校によって徴収される活動協力金によって賄う。

■第3章 役員及び事務局

（役員）

第6条 この会の次の役員を置く。

代表：1名、副代表：1～3名、会計：数名、幹事サポーター（上限なし）

2 役員は会計監査人を兼務することはできない。

（選任）

第7条 設立時の事務局は、つくば市立研究学園小学校・研究学園中学校支援組織発起人とする。その中から代表を選任する。

第8条 支援組織発起人が中心となり、役員は総会にて選任する。なお、総会での選任は代表、副代表、会計とし、幹事サポーターは対象外とする。

2 総会に提出する役員選任に関する議案・内容は、役員会（支援組織）が決定する。

（任期）

第9条 役員の任期は基本2年とするが、途中の変更も可能とする。ただし、その際は保護者組織での承認を要する。

2 役員は再任されることができる。ただし、代表の職にあることは連続して2年を超えることができない

3 支援組織発起人は、最初の総会までを任期とし、その後は研学サポに引き継ぐ。

（代表）

第10条 代表は、次の職務を行う。

2 総会及び役員会を招集する。

3 総会及び役員会の結果について、構成員への通達を行う。

(副代表)

第 11 条 副代表は、代表を補佐し、代表に事故がある時は、役員会において、予め定めた手順に従い、その職務を代行する。

(幹事サポーター)

第 12 条 幹事サポーターは、児童・生徒たちの学校生活全般を支援する活動を行う。

■第 4 章 役員会

(役員会)

第 14 条 役員会は、全ての役員で組織する。

2 役員会は、この規約を定める他、次に掲げる職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 役員の職務の執行の監督
- (3) 総会に提出する議案の決定

(役員会の招集)

第 15 条 役員会は代表が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代表以外の役員は代表に対して、役員会の目的である事項を示して、役員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった後、遅延なく役員会が招集されない時は、その請求をした役員は、自ら役員会を招集することができる。

(役員会の決議)

第 16 条 役員会の決議は、役員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

■第 5 章 会計監査

(会計監査人)

第 17 条 この会の経理を監査するため、会計監査を 2 人置く。

(選任)

第 18 条 会計監査人は、総会において選任する。

2 設立時の会計監査人は代表が指名する。

(任期)

第 19 条 会計監査人の任期は 1～2 年とする。

(職務)

第 20 条 会計監査人は、必要に応じて、随時、会計監査を行うことができる。

■第 6 章 総会

(総会)

第 21 条 総会は、全構成をもって構成され、この会の最高決定機関である。

(総会の招集)

第 2 2 条 総会は、代表が招集する。

- 2 構成員の 5 分の 1 以上の者で、代表に対して、会議の目的である事項を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の決議)

第 2 3 条 総会の決議は、構成員の過半数が参加（委任状による参加含む）し、参加者の過半数をもって行う。

■第 7 章 会計

(経費)

第 2 4 条 この会の活動に要する経費は、活動協力金、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

(予算)

第 2 5 条 この会の会計は、総会の承認を得た予算に基づいて、行われる。

(旅費)

第 2 6 条 教職員以外の役員が、この会の活動のために依頼を受けて出張した時は、当該役員に対して、次表の通り、旅費を支給する。教職員が出張した場合においても、公費により支給されない場合は同様とする。

ガソリン代	駐車場代	高速料金	電車賃金
1km あたる 15 円	実費	実費	実費

(決算)

第 2 7 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第 2 8 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

■第 8 章 慶弔

第 2 9 条 本会は次の場合、金品を贈って、慶弔の意を表す。

- 2 構成員（保護者及びこれに代わる者及び教職員）及び構成員の子（児童生徒、その兄弟及び教職員の子）の死亡
- 3 児童生徒の傷病による入院 2 週間以上
- 4 その他必要と認める場合

第 3 0 条 本規定により、贈呈する金額は、次の通りとする。

- 2 前条第 2 項の場合は、5,000 円とする。
- 3 前条第 3 項の場合は、3,000 円とする。
- 4 前条第 4 項の場合は、役員会の協議による。

第 3 1 条 本規定による経費は、活動協力金より支弁する。

■第9章 雑則

(細則)

第32条 この会の運営に関して、必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて、役員会の決議によって、定める。

- 2 役員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会の決議によって、変更することができる。

- 2 前項の決議は、構成員の過半数が参加（委任状による参加者を含む）し、参加者の3分の2以上をもって行わなければならない。

(設立年月日)

第34条 本会の設立年月日は、2023年4月○日とする。

■附則（規約 2023 年-01 号）

この規則は、2023年4月○日より施行する。